

## 物流業務委託契約書

委託者 の氏名・社名（以下甲という）と 受託者 の氏名・社名（以下乙という）との間で次のとおり業務委託契約を締結する。

### 第1条 （業務委託の範囲）

1. 甲が乙に委託する業務範囲は次のとおりとする。
  - （1）（例）商品の保管、管理及び入出庫業務
  - （2）入出庫に付帯する業務
  - （3）納品・引取業務
  - （4）棚卸業務
2. 甲は委託業務の処理について、乙に対し必要な指示を行う事ができる。  
乙は甲が行う指示を遵守しなければならない。
3. 甲が要求した時には、乙は速やかに甲が求めた事項についての報告書を提出するものとする。
4. 商品の破損、盗難その他の異常な事態が生じた際は、乙は直ちに甲に報告し、その指示を受けなければならない。

### 第2条 （受託業務の場所）

甲が乙に委託する業務に対しては、乙は善良なる管理者の注意をもって委託業務の遂行にあたるものとし、その保管、管理場所は下記のとおりとし、商品保管にあたり甲の商品であることを明らかにする。

- （1）所在地
- （2）名称

### 第3条 （調査）

甲または甲の指定する者は、必要に応じて何時でも乙の倉庫等の保管場所に立ち入り、商品の調査をすることができるものとし、乙は異議なくこれに協力するものとする。

### 第4条 （守秘義務）

甲及び乙は本契約の履行に伴い知り得た機密は、この契約終了後といえども第三者に漏洩しないよう機密を厳守する。

### 第5条 （再委託）

1. 乙が受託する委託業務の全部または一部を第三者に委託することについては、甲があらかじめ承諾を与えた場合のみとする。
2. 乙は前項の場合、この契約に基づく乙の甲に対する履行義務と同様の義務を当該第三者に課するものとする。但し、この場合でも、乙は乙の甲に対する履行義務を免れない。

## 第6条（損害保険）

乙は火災、盗難等による損害を補填するために、乙が適当とする保険者との間で損害保険に加入しなければならない。

## 第7条（賠償請求）

乙の作業により甲に損害を与えた時は、乙はこれを賠償しなければならない。但し、乙並びに乙の従業員及び下請人に故意又は過失がなかったときにはこの限りではない。

## 第8条（業務委託スペース）

乙は業務委託スペースを商品置き場としてのみ使用し、それ以外の用途に使用してはならない。

## 第9条（業務委託手数料）

甲が乙に支払う手数料（例）は下記のとおりとする。

（1）保管料（月単位）	1坪	_____円
（2）保管料（日単位）	1坪	_____円
（3）納品・引取料	1個	_____円

## 第10条（手数料）

甲が乙に支払う業務委託手数料の支払いは、毎月■日締切、翌月■日支払いとする。

## 第11条（契約期間）

契約の有効期間は●●年●月●日から●●年●月●日の期間とする。ただし、●ヶ月前までに甲から期間延長の申し出があった場合は、必要な日数で契約の継続を行う。

## 第12条（契約解除）

甲または乙がいずれかに該当する場合には、催告することなしに本契約を解除することができる。

1. 業務委託手数料を2ヶ月以上支払わないとき。
2. 差押、仮差押、公売処分、租税滞納分、その他これに準ずる処分を受け、整理、会社更生手続きの開始、破産もしくは競売の申し立てを受け、または自ら整理、和議、会社更生の手続きの開始もしくは破産の申し立てをしたとき。
3. 営業の廃止もしくは変更、または合併もしくは解散の決議をしたとき。
4. 手形変換所による不渡処分を受けたとき。
5. 本契約の各条項に違反したとき。

## 第13条（疑義の解決）

本契約各条項に関する疑義及び本契約に定めない事項については、本契約の主旨にのっとり、甲及び乙は誠意をもって協議決定する。

第14条（不可抗力による損害）

天災地変その他不可抗力による事故により損害が生じたときは、甲および乙は協議の上これに対する措置を定める。

第15条（裁判管轄）

本契約に関し、万一争いが生じたときには■■地方裁判所を第一審専属的管轄裁判所とする。

本契約の締結の証しとして、本書2部を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1部を保有する。

●●年 ●月 ●日

甲

住所

名前

印

乙

住所

名前

印